

原発なくそう! 九州玄海訴訟 NEWS

発行元
「原発なくそう!九州玄海訴訟」
原告団・弁護団

2021.Nov
Vol.37

〒840-0825 佐賀市中央本町1-10 ニュー寺元ビル3階
佐賀中央法律事務所気付 TEL0952-25-3121/FAX0952-25-3123



第37回 口頭弁論を終えて

原発なくそう!九州玄海訴訟弁護団共同代表 花島 敏雅

今回の裁判の前、菅内閣から岸田内閣に交代しました。自民党総裁選では、かつて脱原発を主張していた河野太郎氏の優勢が言われていましたが、支配層は河野氏を嫌い、原発固執派の岸田氏を総裁にして、岸田内閣を誕生させました。

岸田内閣発足後の総選挙では、市民連合との間で脱原発を含む4項目の政策協定を結んだ立憲民主党、日本共産党、れいわ新選組、社会民主党による野党連合政権の誕生が期待されましたが、結果は菅氏から岸田氏に党の顔を変えた自民、公明の与党政権を崩すことは出来ませんでした。しかし、これに一喜一憂することなく、原発廃炉をめざして、これからも連帯と団結を保って行きましょう。

37回裁判では、25年の国会議員在職中、一貫して原発問題を追及して、原発が津波等で全電源喪失となり大惨事を引き起こすことを警告してきた吉井英勝さんに意見陳述して貰いました。東京電力福島第一原発事故では、いまだに誰一人として責任を取っていませんが、吉井さんの意見陳述では政府と東京電力に責任があることは明白です。ぜひ、陳述書をお読み下さい。

第37回
口頭弁論

東島弁護士の ココがポイント!



原告側からは、準備書面81・82を提出しました。81では、今年原子力規制委員会で改訂された「震源を特定しない基準地震動」(今までよりも多くの過去の地震を考慮せよとの改訂)について九電が「基準地震動の改訂は不要である」と回答し、規制委員会にすら突き返された件につき、九電の安全性軽視の姿勢を批判しました。82は、避難の実効性の欠如から原発の稼働差止めを認め、本年3月の水戸地裁判決に則り、玄海原発のPAZ・UPZ内の8自治体の避難計画の一部を検証し、同判決が指

摘する“複合災害の場合の家屋倒壊・道路寸断”などについて具体的に検討されていないと批判しました。

他方、国は、準備書面9を提出し、基準地震動の策定の仕方の合理性を主張し、原告の主張は“絶対的安全性をいうもので不当だ”と批判しました。

意見陳述は、元衆議院議員の吉井英勝さんがされました。吉井さんの国会での質問を真摯に受け止めればフクシマ事故は起こっていませんでした(2~4ページ参照)。

次回は、原告側からは、実効性のない避難計画のあてはめ(その2)と、火山灰の濃度計算を含む火山噴火による危険性を主張する予定です。

目次 Contents

口頭弁論を終えて・ココがポイント	1
第37回意見陳述書(吉井英勝氏)	2-4
中島照八郎さん寄稿	5-6

団長コラム	6-7
今後の日程等	8

意見陳述



元国会議員 吉井 英勝さん

1. 自己紹介

私は中学の時、原子力平和利用博覧会を見学して、原子力平和利用の技術者になることを夢見て、京都大学原子核工学学科に入学して卒業した後、企業に就職して企業から派遣されて東大原子核研究所、東京工業大応用物理学科で原子核の同位体分離や真空技術を学びました。その後、堺市議会議員、大阪府議会議員を務め化学工場群の災害から住民の安全を守る災害防止対策に取り組みました。1988年に大阪から参議院議員に当選、その後、衆議院で約25年近く2012年まで国会議員として、原発から住民の命や健康を守るために、活動して来ました。

原子力技術者を目指した私が原発否定に向かったのは、京都大学出身の湯川秀樹、朝永振一郎、坂田昌一の3名の著名な物理学者が「平和時代を創造するために」という著書で、科学者の社会的責任を説かれて、科学技術に関わる者は利益や利害に目が眩んで、その専門知識を活用してはならないと、訓を示されました。私はこの教えを深く心に刻み、科学技術を学ぶ者は広い常識とバランス感覚を養うとともに、高い道徳性や倫理性を身につけなければならないと自覚して、国会議員として「科学技術を住民生活の安全と国民の幸せに役立たせる」ことを心に刻んで活動して来ました。国会では、その任を果たすためにチェルノブイリ原発事故の現場や海外の原発と再生可能エネルギー視察に行きました。また、阪神淡路大震災のあとは地震のことを勉強して、原発の耐震設計に関して国会で質問したり、シビアアクシデントに至る原発の全電源喪失問題について、総理大臣や監督官庁の最高責任者に対して、問題点を明らかにし、対策を万全にするように要求して来ました。しかし、それが実行されず、東京電力福島第一原発事故が発生してしまいました。私の警告は2020年9月30日の仙台高等裁判所の

原発被害訴訟の判決に取り上げられています。

この事故のあと私は、福島原発事故の現地に何度も足を運んで被害の実情を調査するとともに、国会での私の警告を無視した政府や東京電力の責任を明らかにするために「国会の警告無視で福島原発事故」と言う本を出版しました。

しかし、あれから10年余り経つというのに、原発に関する政府や電力会社の安全軽視の姿勢は変わっていないと言わざるを得ません。

議員を引退してからは、再生可能エネルギーの普及に取り組んでいます。

2. 私は阪神・淡路大震災後、原発の耐震設計がそれに耐えうるものかどうか、国会で取り上げて来ました。

原発が地域住民の生命や健康を脅かすものではなく、安全であるかどうかは、まず計画、設置、運転、停止、放射性廃棄物処理・処分のすべての工程で原発の稼働が許容されるか否かに関わる重要問題です。原発は登場するまで過去に事故等の現実を経験しないまま取り組む発電技術ですから、本来なら想定されるあらゆる原発事故をリストアップして、それぞれに過酷な条件を課した実験を行って、安全性を確認する作業が必要です。しかし、それはなされていません。

日本の国会で原発と地震の問題について、初めて議論したのは1981年2月の衆議院予算委員会での不破哲三委員の「東海地震の震源域の真上に作る浜岡原発は許されるか」という当然の質問でした。国会は「大規模地震対策特別措置法」を制定していましたが、政府はその適合性を厳密に審査することなく、法律違反の建設許可を次々と与えて来ました。

1995年1月17日に発生した阪神淡路大震災では、阪神高速道路神戸線が635メートルの区間で17基の橋脚が倒壊し道路は落下しました。神戸市東灘区深江

地区では重さ1万トン以上の大橋の主構が3メートルも横にずれしました。原子炉圧力容器の壁を幾ら厚くしても現実の地震動には対抗できません。

私は、阪神大震災直後の1995年2月の衆議院予算委員会で、日本の全原発の耐震設計強度と阪神大震災で記録された地震の実際の加速度とを比べて、この地震の直撃を原発が受けると壊れてしまうという事実を示して質問しました。当時、政府は香川県多度津の「原子力試験工学センター」に大型振動台を持っていて、そこで「原子炉圧力容器等の重要なものについては加振試験で安全性の実証を行っている」と答弁していました。ところが、東日本大震災の5年前に、この装置を解体して造船会社の倉庫として売り飛ばしました。

2007年の中越沖地震で柏崎刈羽原発が変圧器火災や3500か所のトラブルをおこした例も記憶に新しいことです。そして福島第一原発事故です。地震国日本では「安全な原発」というものはありません。少なくとも、国や電力会社が、「原発の安全性を実証する実験」をおこなったことは一度もありません。

ですから、国や電力会社はどんな地震でも原発は安全であると主張することは絶対に出来ません。

3. 福島第一原発事故の発生は国会での私の警告を無視したことが原因です

私は、技術屋出身の議員として、石油コンビナートや原発など巨大プラントの安全性に取り組んできました。高温、高圧から極低温などへの変化に伴う配管の金属疲労、腐食、液体の乱流に晒されて肉厚が削られる減肉などの損傷によってプラントが正常に働かないことなどを取り上げてきました。

とりわけ原発の場合には、核分裂で飛び出した高速中性子が原子炉圧力容器や配管類に衝突して、金属格子の位置をずらせることによって、高温の冷却水とスクラムがかかって緊急停止する時の炉心冷却水の温度差で脆性破壊が起こりやすくなります。

蒸気発生器などでは、熱交換のための多数の細管が冷却水の流れて生じる振動によって装置と細管が触れ合って減肉することやピンホール規模の沸騰蒸気による乾いた金属表面と沸騰水に包まれた濡れた状態の繰り返しで、不純物が結晶化して細管破断事故

につながることもあります。

こうした原子炉内部のトラブルだけでなく、より大きな問題は、原子炉が緊急停止した時に、核燃料は崩壊熱で溶融が始まりますから、ただちに冷却水を送り込まなければなりません。その時、送水ポンプを動かすのに必要な電源は主に外部の火力発電所からの電力です。これがどんな場合でも断たれないようにしなければなりません。ところが現実には、外部電源喪失の例はいくつもあります。台風によって東電鹿島幹線の送電鉄塔倒壊事故、北陸電力志賀原発の送電鉄塔ががけ崩れで、福島第一原発構内受電鉄塔倒壊など数多くあります。今後、地球温暖化によって、豪雨災害による深層崩壊、がけ崩れが頻発し、また超大型台風・竜巻の発生が頻発して、その危険性が一層高まることは必至です。

緊急停止に際して、原子炉補助建屋の中には、ディーゼル発電機が設置されていて、内部電源として働くことになっています。これが福島第一原発では津波によって水没して発電できず内部電源喪失状態になりました。内部も外部も両方の電源喪失、すなわち全電源喪失となると、停止した原発の核燃料から放出される放射性崩壊熱を取り出さないと、核燃料を包んでいる被覆管のジルコニウムが1000℃を超えて溶融をはじめ、ジルコニウムと水蒸気の反応で、酸化ジルコニウムと水素に分かれて、軽い水素がガスケットなどの破損部分から原子炉圧力容器内、さらに原子炉建屋に流出し、水素ガスの爆発下限界濃度に達したところで水素爆発をおこしました。だから原発停止の事態では、緊急炉心冷却システムを働かさないと大変です。ところが東京電力福島第一原発は、このシステムを働かせる電源が喪失状態になったので、爆発と放射能汚染という最悪の事態になったのです。

この事態は全く想定できないことではありませんでした。2006年3月の衆議院予算委員会で、私はその2年前、2004年12月にインドネシアのスマトラ沖地震とそれによって生じた津波によって多数の犠牲が生まれたことを踏まえて、地震国日本でも巨大地震発生に伴って、大津波が発生すると原子炉施設が水没などの被害を受ける事、「押し波」だけでなく「引き波」の時には、原発の取水口より低い位置まで水位が下がると、冷却

水を取り入れることが出来なくなって、いくらポンプを回しても、海水が入ってこないから冷却ができないことになると問題を明らかにして追及しました。この時の経済産業大臣の二階俊博氏は、「今後、全庁挙げて、ご指摘の原発の津波対策に取り組む」と決意表明したが、内閣改造で姿を消すとこの「答弁」は消滅あつかいとなってしまいました。

そこで、私はその後誕生した安倍晋三総理に、2006年12月に、質問主意書を提出して、丁寧に警告を發しましたが、安倍総理は「日本の原発は安全」「全電源喪失など起こらないように、安全確保に万全を期してまいる」と、5回も繰り返す答弁書を出しましたが、その後、結局何の対策も取らず、「3・11福島第一原発事故」の大惨事を招いてしまいました。

4. 私は現在、原発に頼らない再生可能エネルギーによって、放射能もCO2の心配もない社会を実現させることに全力を注いでいます。

電力会社と政府は、原発をなくすと火力に頼ることになる。炭酸ガスを放出するのは困るのではないか――などと言ってきます。

原発は先に述べたように、緊急停止などの事故時には近隣の火力発電所からの応援なしには炉心冷却が難しく、結局原発は火力発電を当てにしないと成り立たないシステムです。石炭火力などが稼働時にCO2を排出するのは事実で、火力の廃止にも踏み切る必要があります。

それでは日本の電力をどうするのか。それは省エネルギーで無駄を徹底的に削り、高度成長期型、一極集中、多消費構造の転換が第一。電力は100%再生可能エネルギーに向けて、国として研究・開発・再エネ設置への財政支援などを進める必要があります。

再生可能エネルギーは地域ごとの地理的状況に応じたものを選択することが重要で、それに詳しいのは地元の住民です。その地域にどんな再エネがむいているか、工事用資機材の搬入はどうするか、地域の農林漁業や中小企業に仕事がまわるような仕組みをどのように作っていくか、地域の手で再エネ発電所を作る時の支援をどうするか、地域の環境を守り、再エネで脱炭素の地域をつくるために自治体が条例を作り、

基金を設けるときに財政支援をどのようにするかなど、地域の住民の間でよく議論されて、住民が主人公になるエネルギーと環境を生み出し、地域経済が持続可能な発展をするように取り組む事が大事です。

私はそのモデルになる地域を見てきました。高知県梶原町、岡山県真庭市、岩手県葛巻町、長野県飯田市など全国にモデルとなる地域があります。ドイツのフライブルク市、シェーナウ、フライアムト村などこへ行っても勉強材料が豊かにあります

しかし大事なことは、地域にどのような再生可能エネルギーが存在しているか、外部から資本力のある勢力が乗り込んできて自然環境の破壊、地域破壊につながる動きは即座にシャットアウトすることです。地理的条件にあったエネルギーを見出して地域住民が中心になって企業体をみんなで作って取り組む、仕事が地域の中小企業や農林漁業者に回ってくるものにする。ここには住民自治の考え方が基本にあります。これは憲法第8章地方自治の立場に立って、エネルギーが民主主義の学校になる道です。

5. 最後に裁判官のみなさんに訴えます。

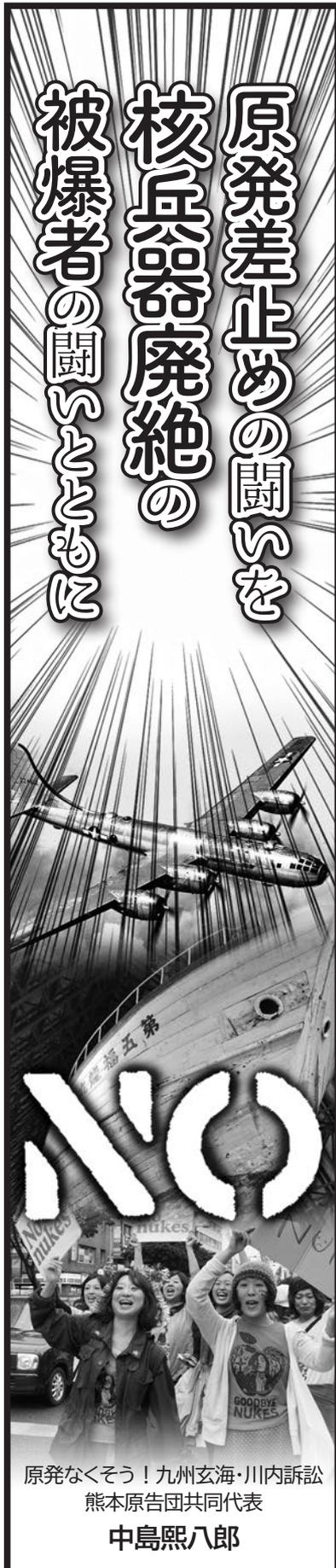
私は国会議員として、原発事故から住民を守る、地域社会を守る活動に精力を注入して来ました。しかし、福島原発事故が起こってしまいました。政府や電力会社の姿勢を見ていると再び福島事故のような大惨事が起こる可能性があります。また、最近の異常気象による災害の発生は原発を一層危険なものにしています。私が国会でその危険性を訴えて警告をしても無視され続けたのは、電力会社が利益を上げるために稼働率を上げることを最優先するからです。

こんな危険な原発の運転はすぐにやめるべきだと思います。

日本は自然再生可能エネルギーの宝庫です。その技術も能力もあります。

再生可能エネルギーの普及は地方の過疎化も阻止できる明るい展望があります。

私は今、その普及運動に取り組んでいます。どうか、この裁判所が原発を止める判決をされて、再生可能エネルギーへの大きな流れを作られることを切にお願いして、意見陳述を終わります。



核兵器禁止条約は3/4世紀にわたる被爆者はじめ世界の人々の闘いの全人类的成果。

唯一の被爆国日本。アメリカ合衆国による1945年8月6日広島、同9日長崎への原爆投下によって数十万もの命が奪われ、それを超える幾多の人々の原爆由来の放射能による生命・健康・生活被害が始まり、今に至るも続いています。

当初、それらの被害は加害国アメリカ占領軍の圧力の下、訴え、公開することもままならない状況を強いられました。しかし、1954年3月には日本のマグロ延縄漁船第五福竜丸等のアメリカのビキニ環礁での水爆実験による「死の灰」の深刻な被害が明らかとなったことを機に、同年5月から東京都杉並区の主婦グループによる原水爆禁止署名が呼び掛けられ、3,000万人の署名が集まり、翌年8月6日に第1回原水爆禁止世界大会が広島で開催されました。

それから数えて66年、原爆投下から76年。2021年1月22日、批准国数50に達し、核兵器禁止条約が発効したのです。9月23日現在では56カ国に達しています。

原子力発電は核兵器開発と地続き

現在、世界の核保有国は、アメリカ、ロシア(旧ソ連)、イギリス、フランス、中国、北朝鮮、インド、パキスタン、イスラエル(イラン?)の9(10)カ国です。一方、原発保有国(稼働中)は31カ国です。核保有国は全て原発稼働中です。このことに「地続き」とする事実が潜んでいます。

アメリカは1930年代後半、マンハッタン計画を進め、1944年に原爆実験を成功させました。しかし、他の8(9)カ国の核開発は原子炉を通して核燃料を製造することによって進められました。具体的には天然ウランの濃縮、原子炉での稼働を通してのプルトニウムの製造などです。

周知のとおり、原発も原爆もエネルギー源はウラン235、プルトニウムです。天然ウランにはウラン235は0.7%しか含まれていません。それらを3~5%に濃縮したものが原発燃料として使用され(黒鉛炉、重水炉を除く)、90%以上に濃縮されたものは核兵器の原料とされます。要するに濃縮度は違っても元々は同じ原料に由来しているのです。

また、日本のみならず、原発ではウラン燃料のうち消費されるのは3~5%にすぎず、残る95~97%は再処理することによってウラン235とプルトニウムをつくりだすのです。

「原子力の平和利用」は聖域に？

核兵器廃絶に向けた第一段階となった「核拡散防止条約(NPT)」が発効したのは1970年3月です。当時の核保有国はアメリカ、中国、イギリス、フランス、旧ソ連の5カ国でした。しかし、その後4(5)カ国増加しています。既存核保有国は保有を許され、それ以外の国の核開発だけが禁止されるという矛盾する点を突かれたためです。ウラン燃料の核兵器転用についてはIAEAなどが監視する建前をとって

いますが、IAEA自体、1953年にアメリカが主導して創設したものですので、イスラエル、インド、パキスタン、北朝鮮、イラン?の核開発に関しては、条約そのものの限界とも相まって、十分に機能しなかった結果といえます。

その限界とは、原発など「原子力の平和利用」については締約国の権利として認めていることです。核兵器開発と地続きの原子炉設置を認めているのです。さらに、今回発効した核兵器禁止条約においても同様な「ただし書き」が付加されています。なぜそうなったのかは推測するしかありませんが、世界的に見ればイギリス、アメリカ、旧ソ連そして福島等重大な原発(原

子炉)事故の被害を知った者としては釈然としないところです。

原水爆被害と原発事故の被害は共通のもの

原爆の被害は爆風、高熱火災、熱線、放射線による被害に大別されますが、放射線による被害は原発事故による被害と共通する部分が多くあります。放射線は、人体の奥深くまで入り込み、細胞を破壊し、血液を変質させるとともに、骨髄などの造血機能を破壊し、肺や肝臓等の内臓を侵すなどの深刻な障害を引き起こします。初期放射線によって人は致命的な影響を受け、数日のうちに死亡、また、月日が経過してから発病し、死亡した例も多くあります(原爆やチェル

ノブイリ原発事故)。(核実験によるものも含め)残留放射能や放射性降下物は外部被曝とともに、後者については呼吸、飲食物摂取によって体内に取り込まれ、長期にわたる内部被曝を引き起こします。フクシマ事故では初期放射線による被害はほぼ免れましたが、それ以外の被害は確実に存在しているものと考えられます。その意味からも原爆被害と原発事故による被害とは共通するのです。

「…三度許すまじ原爆を!」、「フクシマを二度と繰り返すな!」の叫びは、核廃絶を求めるといった目的を共有するものだと考えます。「原発差止めの闘いを核兵器廃絶の被爆者の闘いとともに」とする所以です。

長谷川照の団長コラム

加速する時代の変化(6) トリチウム汚染水海洋放出



フクシマ：日本政府は人権保護義務を無視した核廃棄物処理をしてはならない —国連専門家言明—

ジュネーブ2020年6月9日、国連人権専門家は本日日本政府に対して、福島第一原発事故により発生した放射性物質汚染水の海洋廃棄を新型コロナパンデミックの収束前には行うべきでなく、処理法について適切な国際的討議がなされるまで延期すべきであるとの見解を発表した。

「われわれは、日本政府が、まともな協議も行わずに、放射性物質汚染水の海洋廃棄計画を目指していることに深い憂慮を抱いている」と独立専門家は述べている。

専門家は「日本政府がパブリックコメント期間を若干延長したが、それは極めて不十分な措置である。なぜならばコロナ問題に忙殺されている日本の各自治体、太平洋の先住民国家を含む日本周辺の国々全てが十分なコメントを出す余裕がないためである」と批判している。

専門家はさらに「コロナ問題を、現在と未来の世代に深刻な影響をもたらす決定からひとびとの目を逸らす道具に使うべきでない。汚染水放出は、日本沿岸の漁業者生活の糧を奪うだけでなく、日本

と周辺国の人々の人権を侵すという深刻な被害をもたらすであろう」と述べた。

専門家は原発敷地には貯水タンクを増設する十分な土地があるのだから、海洋放出を急ぐ必要は全くない。日本政府は、もともと、海洋放出に関するパブリックな論議は2020年オリンピック開催以前には実施しない立場だったはずであると述べた。

「われわれは日本政府に、日本と世界の人々に悪影響をもたらす恐れのある放射性物質 汚染水の海洋廃棄について話し合いを行う機会と場所を提

供するように要求する。さらにわれわれは、日本政府が、太平洋の先住民に対して、前もって十分に説明されたうえで合意する権利を保証し、そのような合意を形成するための話し合いに参加し関与する権利を保証するよう要求した。」

専門家団は、このような彼らの懸念を日本政府に伝えた。これまで国連専門家団は、一般住民に対する「放射線被ばく量の緩和」と原発収束作業への「健康弱者投入」に対する憂慮を表明している。

※翻訳 松崎道幸:ヒバクと健康LETTER Vol33 2020-6/2

トリチウム水海洋廃棄による周辺住民の健康被害の報告

日本国内でも同様な報告があり、全国一トリチウムの放出量が多い玄海原発での調査・研究により、森永徹氏は佐賀県の玄海原発の稼働後に玄海町と唐津市での白血病の有意な増加を報告している。同じ原発立地自治体でもトリチウム高放出の加圧水型原子炉と低放出の沸騰水型原子炉の原発立地自治体の住民の間には白血病死亡率に統計的有意差あることなどから、玄海町における白血病死亡の上昇は玄海原発から放出されるトリチウムの関与が強く疑われるのである。

また、北海道の沸騰水型軽水炉である泊原発周辺でも稼働後にがん死亡率の増加が観測されている。泊原発稼働後の2003～2013年10年間のがん死亡率が増加したのである。泊村と隣町の岩内町のがん死亡率は泊原発稼働する前は道内179市町村の中で22番目と72番目であったが、原発稼働後は道内で泊村が1位、岩内町が2位になった。

電力100万キロワットの原子炉を1年間運転すると、原子炉ごとに異なるが、加圧水型軽水炉内では約200兆Bq(濃度:β線を出して崩壊するトリチウムの数)、沸騰水型軽水炉では20兆Bqのトリチウムが放出される。日本の年間トリチウム放出の管理基準値は22兆Bqだが、これは国内で初めに稼働した福島原発の沸騰水型軽水炉が年間約20兆Bqのトリチウムを放出したので、そのまま海洋放出できる

ように年間22兆BqまでOKしたものである。この年間の総量規制に従って日本では6万Bq/L(m³)に薄めて海洋放出している。世界各国の原発立地における白血病などの人的被害を見て飲料水中のトリチウムに関する基準が定められている。日本政府は海洋放出の6万Bq/Lを「飲料水の基準」としているようだ。

国ごとのトリチウム飲料水基準

国	基準 (Bq/L)
日本	なし (60000)
ロシア	7700
フィンランド	30000
米国	740
WHO	10000
EU	100
スイス	10000
カナダ	20

トリチウムと同様のβ崩壊で空気中に放出するCs-137の基準90Bq/Lと比較すると、トリチウムは、Cs-137の666倍(60000/90)の汚染濃度で海中に放出していることになる。玄海原発は加圧水型軽水炉であるために、さらに10倍の汚染濃度で垂れ流されている。

※西尾正道:被曝インフォデミック、寿郎社(2021年3月11日初版1刷)

日本政府は国連人権擁護専門家団の警告を尊重せよ!



熊本県玉名市／大森秀久さん

改めて原発の持つ危険性をいやというほど思い知らされました。

加えて、政府の原発政策や企業（東電）の利益至上主義の下で犠牲になった多くの方々の無念さを思うと怒りが湧くと共に、日本から原発をなくす運動を進めて行かなければならないと思っています。

講師のお話は、専門的なことについても素人にも分かる踏み込んだ内容で、もっと多くの人たちに聞いてもらえれば良かったと感じました。

特に原発がなくても持続可能な地域経済を作るための工夫というか、自治体の取り組みは興味深く拝聴しました。小水力の発電施設は下水処理施設も持つ所ならコストの問題はあるのですが、どこでも出来るのではないかと思った次第です。

地球温暖化とも関連して、地方自治の立場で地域住民が主人公になって積極的に原発をなくして行く取り組みをすすめて行きましょう。

(2021.10.30記)



今後の日程



第39陣追加提訴のご案内

2022年 1月20日(木)

13:00 佐賀県弁護士会館集合
※締め切りは1月14日(金)午前

第40陣追加提訴のご案内

2022年 4月21日(木)

13:00 佐賀県弁護士会館集合
※締め切りは4月15日(金)午前

第38回裁判のご案内

※30分ほど遅く集合となります

2022年 2月18日(金)

13:30 佐賀県弁護士会館集合
14:00 進行協議(佐賀地裁)
15:00 口頭弁論(佐賀地裁)
模擬裁判・報告集会 会場/
佐賀県弁護士会館

第39回裁判のご案内

※30分ほど遅く集合となります

2022年 5月20日(金)

13:30 集合場所は未定
(次回の会報ニュースで通知)

発行元/「原発なくそう!九州玄海訴訟」原告団・弁護団

発行責任者/長谷川照

発行日/2021年11月20日

事務局/佐賀中央法律事務所 気付

〒840-0825 佐賀市中央本町1-10 ニュー寺元ビル3階

TEL0952-25-3121 FAX0952-25-3123